

平成28年度「環境衛生週間」及び「不法投棄防止強調月間」 街頭啓発活動の実施について

平成28年9月29日（木）、田村市及びリオン・ドール船引店の御協力をいただき、「環境衛生週間」及び「不法投棄防止強調月間」の趣旨を広く県民に周知するため、街頭啓発活動を実施しました。



街頭啓発活動の様子

○環境衛生週間

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の施行日である9月24日を「清掃の日」とし、「浄化槽法」の施行日である10月1日を「浄化槽の日」とするとともにこれを結ぶ9月24日から10月1日までを「環境衛生週間」として、環境問題に対する関心と理解を深めるため、全国で各種の行事が行われています。

○不法投棄防止強調月間

6月の環境月間と環境衛生週間（9月24日～10月1日）に合わせて、福島県は6月と9月を「不法投棄防止強調月間」とし、啓発活動や指導事業を実施しています。